平成２７年（フ）第８９４号
千葉県船橋市行田３丁目１番９棟503号
破産者　片岡　義雄
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０１２号
千葉県習志野市泉町３丁目９番５―404号
破産者　河村　友和
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１０６号
千葉市中央区祐光２丁目７番１棟1611号
破産者　福原千香子
1　決定年月日　平成28年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９８７号
千葉市中央区宮崎町670番地１　サンクタス蘇我シーズンエアシティ611号
破産者　内田　義人
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０７５号
千葉県市原市瀬又569番地214
破産者　吉野紀代美
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５５９号
大阪府岸和田市並松町１－１山口ビル２Ｆ
破産者　株式会社エコホーム
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第５６９号
大阪府泉南郡熊取町五門西２丁目６番15号
破産者　有限会社ヤマシン
1　決定年月日　平成28年２月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
北海道小樽市新光１丁目11番５号
破産者　有限会社なんば
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第１２０号
千葉県市川市八幡３丁目９番16―102号　（メゾンバリュアブル）
破産者　北畠　省吾
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１２１号
千葉県市川市八幡３丁目９番16―102号　（メゾンバリュアブル）
破産者　北畠　博子
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５９６号
千葉県船橋市大穴北２丁目42番26号　グレース船橋Ｃ―102号
破産者　佐野　良則
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第８７４号
千葉県船橋市日の出１丁目１番４号　セジュールイーグル110号
破産者　桜井　和成
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１０９９号
千葉県船橋市大穴北２丁目22番６号
破産者　財田　順弥
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１１４号
千葉県市川市市川南２丁目６番３棟903号（ヴェルディール市川南）
破産者　山家清一郎
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第２０５号
福井市上森田３丁目202番地、商業登記簿上の本店所在地福井市上森田３丁目303番地
破産者　有限会社藤隆建設
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１４４号
名古屋市中川区八剣町３丁目49番
破産者　有限会社エムケーフーズ
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４号
熊本県天草市亀場町亀川132番地の12
破産者　株式会社力田商会
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第３５号
熊本県天草市中央新町20番17号
破産者　力田壮一郎
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第３７号
熊本県天草市久玉町1834番地
破産者　津口　　昇
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第２２号
大分県竹田市大字小塚1544番地３
破産者　弘商物流合同会社
1　決定年月日　平成28年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２７年（フ）第１８号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田91番地１
破産者　株式会社スーパー三正
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５２号
茨城県水戸市堀町2097番地４
破産者　株式会社エーファミリー
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３３４号
奈良市秋篠町1203番地の22
破産者　有限会社雅光社
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所